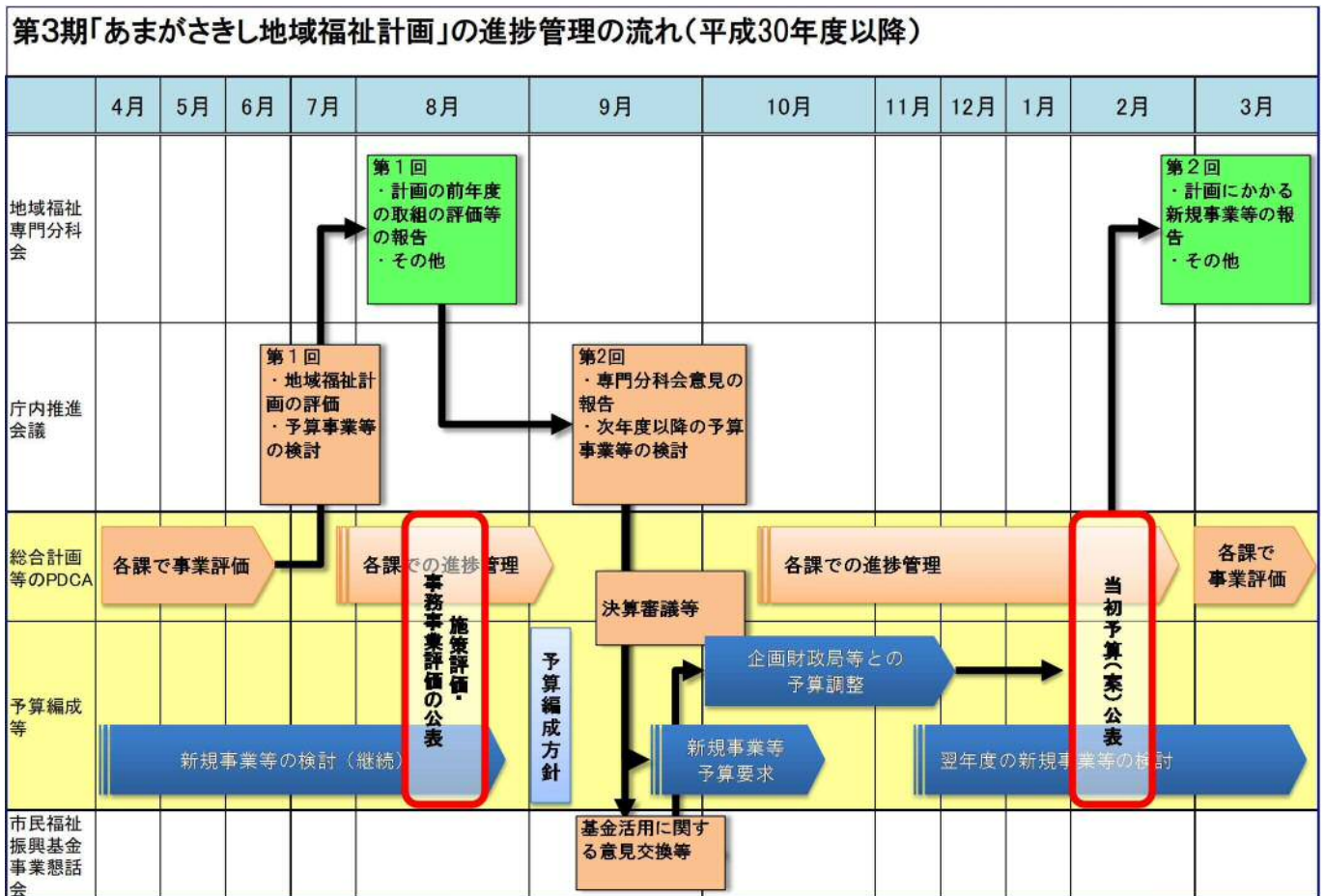


第3期「あまがさきし地域福祉計画」の点検・評価について

1 あまがさきし地域福祉計画の進行管理と評価

地域福祉計画は、その性格から対象となる事業が広範囲にわたるとともに、各分野別の計画とも関連が強いため、計画の進行管理や評価等にあたっては、庁内関係部局で構成する「あまがさきし地域福祉計画庁内推進会議」において、市が実施している施策評価等及び地域福祉計画で定めた各目標の進捗を図る指標をもとに評価、進行管理を行います。

あわせて、尼崎市社会保障審議会地域福祉専門分科会において、毎年、取り組み状況の評価等についての報告を行い、意見を頂くなどの方法により、取り組みの妥当性の検証や必要な改善策、評価方法の見直し等について検討を行うほか、進捗状況を把握するために「あまがさきし地域福祉計画」の評価・推進にかかる意識調査」を第3期計画期間中に実施します。



2 令和元年度 第3期「あまがさきし地域福祉計画」の評価（平成30年度実績）

| 基本目標1 「支え合い」を育む人づくり | | | |
|-------------------------|--|---|--|
| 展開方向 | 主な計画の評価 | 今後の主な取り組み | 委員意見 |
| (1) 福祉学習の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民の福祉への興味・関心を醸成し、活動につなげていくためには、身近な地域で気軽に参加でき、地域課題の気づきにつながる内容や、興味・関心に応じて学ぶことのできる場や、効果的な周知が課題となる。 ・高校生、大学生が学びを通して、市内の福祉に関する地域課題の解決に向けて市民活動団体と協働するための活動経費を補助する「支え合いを育む人づくり支援事業」を活用して、若い世代と地域活動との協働体験を充実させるために、高校・大学への事業周知とともに、高校生・大学生が興味・関心をもち主体的に取り組める仕組みづくりが課題となっている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域で福祉学習を広げるために、社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）や地域振興センターと連携し、地域の福祉ニーズ等に応じた様々な学びの場づくりと情報発信を進める。 ・学生等が地域活動に参加しやすい環境づくりに向けて、学生等の取組の情報発信を行うほか、市社協や子育てコミュニティワーカーと連携して地域の福祉課題や協働先となる市民活動団体の紹介等を行う。 | |
| (2) 地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・多くの市民の福祉への興味・関心を醸成し、活動に繋げていくためには、学びや活動の情報を一元化するなど効果的な周知が課題となっている。 ・高齢化の進展等により今後も支援を必要とする人が増えていくことが予想される中、地域福祉活動を維持・発展させるためには、担い手となる人を効果的に確保・育成する仕組みづくりが課題となっている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域で福祉学習を広げるために、地域振興センターや市社協と連携し、地域の福祉ニーズ等に応じた様々な学びの場づくりと効果的な情報発信について検討を進める。 ・新たな担い手づくりに向けて、市社協や小学校区ごとに配置する地域担当職員と連携し、様々な学びの場の参加者等が活動に結び付くための仕組みを検討する。 ・引き続き、市社協と連携し、市民に対し、地域福祉活動への参画を促していく。 | <p>（平成30年度意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市報やHP等を通じて提供しているイベント情報の一元化とともに、効果的な情報発信についての検討や取組が必要。 |
| (3) 地域福祉活動を支援する人材の育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会的孤立等により市民の抱える様々な課題が深刻化する前の早期把握や支援に向けて、市職員が様々な支援関係者と連携して取り組むための意識を高める必要がある。 ・地域福祉ネットワーク会議が高齢者支援だけでなく子ども・子育て支援、障害者支援などの幅広い地域の福祉課題を話し合う場として機能するよう、市社協と連携し、参加団体等への働きかけが必要となる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市民活動や協働等をテーマとした職員研修の実施に取り組むほか、南北保健福祉センター職員等に対し、地域の支援者や関係機関と協働するためのワークショップの開催など、相互理解を図るための研修を実施する。 ・各地区の地域福祉ネットワーク会議の活性化を図るために市社協と協議を進める。 | |

| 基本目標 2 多様な主体の参画と協働による地域づくり | | | |
|------------------------------|--|--|---|
| 展開方向 | 主な評価 | 今後の主な取り組み | 委員意見 |
| (1) 地域を支えるネットワークづくり | <ul style="list-style-type: none"> ・計画に定められた各圏域（①社会福祉連絡協議会圏域、自治会・町会圏域、②小学校区圏域、③6地区圏域、④尼崎市全域）ごとに話し合いの場づくりが進められているが、地域の福祉課題を共有するためには、身近な話し合いの場のさらなる充実が必要である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市社協や地域担当職員が連携し、住民の様々な集まりにおいて、学びを通じて身近な地域の福祉課題が話し合われるよう働きかけを行う。 ・各地区の地域福祉ネットワーク会議の活性化を図るために市社協と協議を進めるとともに、地域福祉ネットワーク会議で話し合われた内容の共有や、市全体の課題把握、必要な施策等について地域福祉推進協議会で検討を行う。 | |
| (2) 地域での見守り・支え合いの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・市社協等が働きかけたことにより、高齢者ふれあいサロンや子どもに寄り添う居場所等の広がりが見られた。また、誰もが集える居場所の広がりが見られ、早期発見・支援のきっかけにつながっている。 ・一方で訪問型の高齢者等見守り安心事業では、事業の実施圏域である社会福祉連絡協議会圏域での担い手不足、活動者の負担感等の課題により、活動の拡大については低調となっている。また、見守り活動の実施地区においても、活動の担い手の育成、発掘が課題となっている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市社協や地域担当職員が連携し、訪問型の見守りやサロンや子ども食堂等の通い型の見守り、民間事業者との見守り協定の締結も含め重層的な見守り活動を進める。また、見守り活動や子どもの居場所づくり等の地域福祉活動の推進に向けた仕組みを検討するとともに、住民の様々な集まりにおいて、学びを通じて身近な地域の福祉課題が話し合われるよう働きかけを行う。 | |
| (3) 多様な手法による地域福祉活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・「支え合いを育む人づくり支援事業」を活用している高校や大学等と活動を行っている市民活動団体からは高校生・大学生との協働により、活動の充実につながったといった声はあるものの、引き続き、担い手不足等の課題により、活動頻度が高く地域住民が負担を感じる見守り活動等の立ち上げや継続が困難となっている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の裾野を広げるため、引き続き、高校生や大学生等と市民活動団体が福祉課題の解決に向けて協働する取組を支援するとともに、市社協や地域担当職員と連携し、地域に係わる様々な活動団体等が課題解決に向けて参画できる場づくりや地域活動を支える様々な市の制度をPRするなど活動支援に取り組む。 | <p>(平成 30 年度意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動を支える制度の一つとして、困難事例の対応を行う権利擁護や包括的・総合的な相談支援体制があることをPRすることが必要。 |
| (4) 社会福祉法人、企業、NPO等による地域貢献の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体が協働し、様々な福祉課題の解決に向けた取組を進めるために、社会福祉法人、企業、NPO等の強みを活かせるよう、各団体の活動内容を把握するとともに、地域活動とのコーディネートが必要となる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉ネットワーク会議を通じて、様々な活動主体が協働して地域課題に取り組めるよう、市社協等と連携しながら、地域課題に取り組む社会福祉法人、企業、NPO等への働きかけを行う。 | <p>(平成 30 年度意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市報やHP等を通じて提供しているイベント情報の一元化とともに、効果的な情報発信についての検討や取組が必要。 |

| 基本目標3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり | | | |
|----------------------------|--|--|--|
| 展開方向 | 主な評価 | 今後の主な取り組み | 委員意見 |
| (1) 包括的・総合的な相談支援体制の充実 | ・地域で課題を抱えた市民を早期に把握し、適切な支援につなげる取組は進んでいるものの、疾病、障害、ひきこもり等の幅広い課題に対応する支援メニューや社会資源が十分に発掘されていないことで、なかなか支援の終結に至らず、支援の長期化が課題となっている。このため、継続支援ケースの増加により、きめ細かな寄り添い型の支援に困難が生じることが危惧される。 | ・支援対象者の属性や相談内容に着目した分析を進め、必要な支援メニューや社会資源の明確化を図る。また、新たに設置した地域福祉推進協議会において、地域や支援機関が抱える共通課題や社会資源発掘の必要性等を共有するとともに、「個別支援会議」の活用やケースカンファレンスの活発化を図ることで、関係機関職員の連携を進める。 | (平成30年度意見) ・地域福祉ネットワーク会議と、既存の対象者別会議体の連携を図り、市全体としての情報共有、相談体制を構築するとともに、地域のニーズを把握、協議できる仕組みが必要。 |
| (2) 権利擁護の推進 | ・児童虐待、DV被害等の防止や早期発見、早期対応のための南北保健福祉センターを中心とした関係機関による権利擁護ネットワークの充実とともに、相談・通告先の周知、関係機関職員の虐待発見の視点や対応レベルの向上が課題となっている。 | ・南部・北部保健福祉センターを中心として関係機関のネットワークの構築が進んでいるため、引き続き、当該センターや緊急通報先の一層の周知を図る。また、令和元年10月に開設する子どもの育ち支援センターとの連携体制を構築する。 | |
| (3) 適切な福祉サービスの提供と情報利用の推進 | ・障害者差別解消法の認知度が低い状況にあるため、周知・啓発が必要である。 ・支援の現場で他機関同士が連携するためには、適切なルールのもと、それぞれの保有する「個人情報」の共有が欠かせないことから、そのためのルール作りが課題となっている。 | ・「障害者差別解消支援地域協議会」を開催し、差別事例の共有や解消に向けた取組について協議していく。また、地域への周知・啓発を進めていくため、引き続き、効果的なリーフレット等の活用方法を検討するとともに、新たな啓発用パンフレットの作成に取り組んでいく。 ・支援の拒否や同意が得られないなど支援につながりにくい人についても地域や関係機関間で積極的な情報交換や支援の検討が行えるよう、会議の構成員に対し守秘義務を課す「個別支援会議」の運用ルールを定め、地域や関係機関間での支援情報の共有化による支援の充実を図る。 | |
| (4) 要配慮者(災害時要援護者)支援の推進 | ・関係部局と各地域振興センターの地域担当職員が連携し、避難行動要支援者名簿を効果的・効率的に活用する必要がある。 ・災害時における様々な支援関係者と連携するための連絡体制の整備等が課題となっている。 | ・市社協や地域振興センター等と連携し、災害時の共助による情報伝達の手法を含め、災害時要援護者の地域における避難支援の仕組みづくりに取り組む。 ・尼崎市ケアマネジャー協会等の支援者団体と意見交換等を行い、行政と支援関係者との役割分担の整理や情報伝達の仕組みづくり等の検討を行う。 | |
| (5) 安全・安心に暮らせる環境整備 | ・関係機関と連携し啓発活動を進めているが高齢者を対象とした特殊詐欺の被害が本市では増加傾向にあることが課題となっている。また、令和4年4月1日の成年年齢の引き下げに伴い、若者の消費者被害拡大の恐れが懸念される。 | ・高齢者を狙った悪徳商法や詐欺被害の防止に向けて、情報発信・意識啓発の充実に向けた取組について関係機関と協議を行う。また、引き続き20歳未満の若者の消費者被害の防止に向けた意識啓発に取り組むとともに、法律相談の充実など弁護士と連携したネットワークの構築を進める。 | (平成30年度意見) ・未成年に対する消費者教育や意識啓発とともに、法律相談の充実など弁護士と連携したネットワークの構築が必要。 |